

1962年6月21日(第10回目)

1. 議論並びに散会時刻(午前11時35分～午後6時26分)

2. 応招議員は次の通りである。

飛鳥	山
1番 仲 村 春 正	5番 齋 者 真 徳
6番 妻 里 久 助	6番 塙 間 雄 一 郎
9番 米 稲 清 ゆう	10番 仲 本 正 重
12番 中 里 幸 助	11番 松 本 調 宣 德
15番 天 久 雄 雄	16番 当 山 伸 太 郎
18番 稲 優 盛	17番 宮 里 敏 行
19番 盛 三	

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、謹事説明のため出席したものは次の通りである。

村 長 仲 村 春 正	役 兼 総務課長	後 吳 達 真 徳	取 入 役 仲 村 春 樹
農務課長 松 川 正 義	財政課長	當 山 喬 喜	經濟課長 沢 し 実 一
水道課長 奥 里 舒 伸	建設課長	桑 江 良 德	

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川 正義 書記 関 田 猛 伊佐 正義

8. 謹事日程は次の通りである。

日程第1, 謹案第14号 1963年度宣野鴨村才入才出予算について

議長～全員出席でありますので具今より本日の会議を開きます。

(午前11時35分)

議長～日程第1, 謹案第14号 1963年度宣野鴨村才入才出予算についてを議題と致します。

議長～昨日に引き続き本件に対する質疑を求めます。

8番～ただこれだけの需要費しかないとの事であるが往來の考え方とどう違うか、ダンプがそれから重機等はどこで使用するか。

建設課長～これを使用するのは需要費にまたがいますが、一応これに要する人夫賃とか原材料になつてい言えます。

8 番～事業分量が記されてないがどういう処にこの道路維持修繕費はどう云う方に使用するか。

建設課長～区画整理とか、特定の事業区域の中では、この重機は使用したいとは考えていません。一般道路の維持修繕費に使用したいと思う。需要費として4,000 \$と626 \$こういうものが維持修繕費としては626 \$が払われていないが、燃料費とか、修繕費は関連する訳であります。

8 番～去年石山を買うて、ダンプか、グレイターを整備し、今度新しくブルを整備したとか、こう云つたいわゆる重機があるにかかわらず、それを使う仕事の分量が記されてない。1体それをねかして置くかどうかとそれをどこに使うか。

建設課長～これは全村にわたって使って行きたい。

8 番～全村に使うというのは、5ヶ月年計画にしかこういう機具は使えないか。これは公共的な仕事に使用は出来るか。村として各部落の修繕に使うのが予算はないのに、只計画を立てて事業を離れて、只ていさいのために集めた様なかつこうである。

建設課長～部落の申請でやるか、又新しく必要であれば使用する。

8 番～部落からの申請がなければ重機は使わないと云う訳か、道路の拡張等には使うが、それ以外には申請がなければ使わないと。

建設課長～神山をやつている。1回の個人の申請は出来ないからためてやる。

8 番～去年から現年度にかけての村の予算にはないが部落単独で要請して、そういう重機を使って出来上つた道路の箇所はどこか。申請でなくてその機械が使われた処どういう処で使われたか。どれだけ使われているか。

建設課長～具体的数字については後で報告します。

議長～暫休願致します。（午後12時01分）

議長～再開致します。（午後12時13分）

10番～2目の道路新設改良費がありますが、これは先程の5,000 \$には大山の道路修理があつたが、4月の追加予算、62年度の更正予算との関係は。

建設課長～あの道路は村道であります。鉄道線の青小堀川の端から事務所までは昨年の予算でやつていますが、端から学校の柵までは今度全部や

る。一応申請はしたが、この概算で本年度で出来る様になりました、いや、やろうと云う事になつたが当初の予定は青小堀川から学校側まででしたが、計画して見るとそこまで出来ない様な事になつて約2万\$ありますのでその中の1万\$、南側の方から出来るだけやつて来て残りは来年でやろうと云う事の大体の話し合いがついてそうなっています。

10番～学校までの予定で去年の予算はとられていますね。以前の5,000\$は設計しないでやつたか。

建設課長～設計はしてたいです。

議長～暫休憩致します。(午後零時24分)

議長～再開致します。(午後零時36分)

12番～ほとんど工事と云う工事はないが、既設道路に対する維持修繕はどの様にしてやるか。現在の石粉山はどうなつているか。

建設課長～去年やつたのと同様にやつて行きたい。

12番～26,26\$で前年度並みにやつて行くとの事であるがこれだけの材料もあり、2,240\$の俸料攝料で全村の既設道路の維持修繕が充分出来るとの事か。これに石粉山の石粉が使われるとの事であるか。

議長～暫休憩致します。(午後零時43分)

議長～再開致します。(午後零時44分)

8番～都計の図面は出来ているとの事であつたが現況測量や地形測量の場合の委託費があるが、業者に委託して村の技術員は単に監督するだけか

建設課長～職員の増員となつていますが、現在の陳容でやると云う事になると是非村でやると云う事になると後5～60人手がいる事になる。コザ市が現在土木19名、都計が20名で約40名位いる。那覇では101名位になつて、この様にしてばく大になつていると、これが永久的に続くものでないので常勤職員としてもいけないと。

8番～これはわかっているが、村の仕事の分量がないが、それにはどれをやらせるか。我々にはわかっていないが。

12番～保護世帯の物資配布人夫が72組まれているが保護世帯は62年度と同数であるのか。

経務課長～保護世帯には政府が直接保護している世帯であります。正式の救済

者と準救済者があるが、準救済者の場合、政府からの金せん的援助はない。只物資とか、物の援助は救済者同様にあります。生活費としての金銭の支給はなされていません。現在127戸で400人であります。準救済者が230戸で1,091名であり、これは去年より130名位の増を見ています。台ふう災害等の救済者であります。

12番～人員はふえているが、これは72\$と同じであるが、人員はふえていると思うが、この賃金は前年度と同じで良いかどうか。

総務課長～72\$は去年もありますが、消耗品に増額した分であつて、賃金は去年もこれだけあります。今度は600世帯も見ていて、世帯が100世帯位増になると考へています。

17番～児どう福し費の中の報償費について、これは謝礼的なものであると思うが、これは奨励の意味の賞金と思うが、これについて、ろう人福し費の報償費について、余興費としているのは不可解であるが借貢等が入っていると思うが会場の借貢であれば当然借料になると思うが。

総務課長～児どう福し費の報償費は謝礼的なもの、賞品的なものがふくまれています。3目のろう人福し費の報償費であります。これは会場の分は含んでおりません。余興関係の分を上提されています。今沖縄のニュースもあり込んであるという事はホーリースターズ等も招いておみせしたいけき園であると1組50\$位で出来るが、組や個人となると1人当りいくらとしか計算出来ませんのでそれを含んで100\$位にして組んである。

17番～会場の借貢は入つてないとの事であるが借貢はどの項目に組んであるか。

総務課長～これについては、一般の社会福し協議会があるが、去年はほとんどこれから支出して、現年度は80\$しか支出されていませんが、福し協議会はこれに対して援助協力がねらいであり、村が主催してやるべきでないかと思い200\$の増になつてますがその不不足分の会場の件、会場内的一般会費の消耗品などは協議会の予算に計上をすると云う事になつています。

17番～本村の協議会の主催か。

総務課長～村協議会の主催であります。

議長～暫休憩致します。(午後1時56分)

議長～再開致します。(午後3時00)

17番～児どう福し費の補助金のあそび場設置の補助金が4ヶ所予定されてい

るが、これは各部落にしげきをあたえて設置をうながすと云う訳か。

総務課長～設置がきまれば40%の補助となつてゐるが、40%では設置施設らしいものは出来ないと事で政府の方でも児どう福し法があるが、その中にあそび場設置の補助金が計上されて今まで60%を支給されているので後の40%の1部を村で補助して行くとの計画である。今度は5ヶ所設置したが、次年度も4ヶ所位は可能であるとして計上してあります。

16番～消耗品の中の宣伝紙代が40%で多い感じがすると困きゆう見い間品が少ない感がしますが、又あそび場の補助も1ヶ所40%では少ない感があるし、あまりにお察りさわぎにならないかと思うが。

総務課長～児どう福しについては、普通の事業的なものよりは、住民に対して気道のこうよう。各家ていにおいての児どう福しの普及宣伝徹底が大きなねらいでないかと思う。即ち全住民が児どうに対し福し更生を考えると云う關係ぶんい氣を作つて行くというのがねらいであると思う宣伝紙はとくに児どうに関するので普通のものとは違つて、各学校自体でも、今は福し週間だとうえつけるためにも、各学校にまくをはるとか、又ビラ代が30%となつています。60%は優秀の作文図画を公報に載せて各家庭に配布する印刷代であります。

15番～災害救助費について少ないとと思うが。

総務課長～応急処置の場合のたきだし等の費用で生活保護を要する場合は、政府の援助になつています。

17番～4目身体障害者福しの50%では、精神面だけの福ししか出来ないとと思うが人並みの生活の向上や社会活動するためにも或程度の金額が必要と思うが。

18番～精神病者の保護についてお伺いします。

総務課長～精神病者の保護については、身元がはつきりして保護義務のあるものについては、当然その人が保護しますが、身元不明の場合は、それが滞在している市町村長が保護義務者になつています。普通精神病者はなつています。普通精神病者は身元不明で警察でもなかなかわからないので市町村に剝離をされるが、市町村として身元を調査し、身元が分かる場合もあり、わからない場合もあるが身元が不明の場合、精神病者が治療を受けるとき精神病院に入院させる場合、その薬品代や食事、移送費等の費用を出すためのものである。

12番～需要費の中の施設費について、これは区事務所電話か設費となつていますが、何件分か。

助役～これは 10箇所分を計上してあります。全部落にか設したいが小さな部落についてはその後の維持運営が問題でありますので、当初は 10 箇所を予定して 1 箇所 25% として計上してあります。

12番～10箇所はか設申込みはしてあるが、電々公社の都合でか設出来なかつた分を含んでいます。維持運営の面は今後どうすると云う事はまだ検討されていません。この 10ヶ所は運営面でも支障がないと云う部落ありますが、運営面に支障がなければ全部落に設置しなければいけないと思う。

15番～希望する部落に電話を設置するとの事であるが、行政区の変更等で不用となる処も出て来ると思うが。

助役～行政区画の面はどうと云うはつきりした事は出でていませんが、今後の問題として区長制既に廃止になつても連絡等の面からした場合、ふえる一方で感じはしないと思う。又ふやした方が良いと思う。

17番～前年度は電々公社の都合で設置出来なかつたとの事であります。何箇所申し込まれているか。公衆電話を各部落に一基設置して維持管理を各部落にさせたらと思うが、これの設置は出来ないか。

課長～暫休願致します。(午後 3 時 44 分)

課長～再開致します。(午後 4 時 45 分)

課長～只今 4 時を回つておりますが、今日の日程がまだ終つておりませんので時間延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

課長～御異議がございませんので左様決定します。

12番～社会事業費の 9 目の需要費の中の報償費についてお伺い致します。他にも同じ費目があるが。

総務課長～ここは社会事業全般についての総括的なものとして組まれている。内訳は表しよう費は社会事業全般についてのこう労者の表しようするためである。謝礼金については農改・生改普及員やその他の方が時間外にまで村内の活動に応じて下さつてるのでその謝礼である。

12番～失業対策について、失業者が何名いるか。村内の失業対策事業に従事しているのは全部村内の人か。

総務課長～昨年の調査で 1,700 名である。登録人員が 70～100 名である。従業員は全部村内に居住する人で求職している人々である。

12番～賃金については、政府から支給と、村から10セントとの補助で1\$であることであるが法的にはどうなつているか。

助役～政府のは90セント見積つているが、現在は88セントとなつてある。失業事業は政府直営となつています。61年の予算講会のときも要望があつて10セント補助しているが、実施面で70セントから1\$程度の段階で支給していますので、1\$平均しているからといって直に1\$支給するのではありません。

12番～1\$では現在からして安いと思うが、賃金として支給するとき支障ないかどうか。

助役～今の処支障はないと思う。

12番～賃金が安いので登録者も少ないとと思うが村が補助して賃金を上げると登録者も多くなると思うが、替在者も居るのを見込んで補助金は出されていると思いますが、あくまで登録者の失業者を対象としての政府事業でありますので村が補助してやるという事は出来ません。

17番～職業指導費の指導員手当について、又本土就職の子供を守る会の補助金と負担金補助金の沖縄子供を守る会との関連はどうか。

総務課長～本土就職の子供について政府でも相当考慮しているし、こちらとしても、けきりい会とかを構成したい。補助金に対しては、各市町村を単位として本村出身の子供を守る会を結成して、本土へ子供を送り出しての推進、それから送り出した子供の激励と父兄への報告等をするため子供を守る会を構成し様と、そして各学校の職業補助導導措相当の方々それから議員皆様方をメンバーとしての結成をし様と思う。

議長～暫休憩致します。（午後4時12分）

議長～再開致します。（午後4時14分）

12番～補助金と負担金についてお伺いします。

総務課長～補助金はその団体の事業計画等を検討してやつている。負担金は全部その団体から指達が来まして村としてこの協会への会員的な会費であります。大体人口と世帯によつて計上されています。

12番～補助金について各団体に補助する金額が組まれていますが、これについて検討されたか。

助役～これについては前年度の実績をおさえて計上しています。特に婦人会については交通安全子供を守る会の補助として50\$余計組まれています。

17番～保健費の中の手数料について説明願います。

総務課長～ツベリクリン反応を受ける場合の検しん手数料で政府へ納入1人当たり2セントであります。レントゲンさつ影の場合は1人5セントで政府への手数料であります。これは政府の維持費に当てていると思います。前は各個人にもたしていましたが、村が負担して個人へは無料でやる様にしています。

12番～全住民を対象しているか。

総務課長～ツ反、全住民の3分の1、1万人を想定しています。レントゲンはその半分5,000人を想定しています。官公署や軍作業、小中校はそれぞれその処でやりますので、残りが大体3分の1想定して計上してあります。

17番～ジンカイ収集補助で100\$計上されているが、これを説明してもらいたい。又仮集積所の設置補助についてはどうか。

総務課長～市に昇格すると、ジンカイを収集する業者を市長が認可するという事になりますが、業者の場合は利じゆんと云う事も考えますので、ごみ取りに力をそそいでジンカイ処理にはおろそかになると云われています。今度は市長が許可制を取る訳けになりますが、仮集積所の設置補助とも関連してきますが、今の処大型を作っているが、その様な大型が必要であるかと云う事になりますと、普天間の場合もてあましているとそれで小さい物、数多くもつた方が良いとの事で5ヶ所位想定して分散してやろうと思っています。そして業者が収集したものをその場所に集積して処理について責任を負つてもらうと云ふうにしています。いく分助成をして責任をもたすと云う考えであります。

12番～原材料費の128\$、石鹼代となつていますが、外に薬品等必要と思うが、これは考えないか。

総務課長～ネスマミく除の薬品代であり、現在は考えていませんが将来必要があると思う。

議長～暫休憩致します。(午後4時57分)

議長～再開致します。(午後5時00)

16番～トンエキ予防費は前年度より増していますが、ぶたの頭数が年々減じている様に感じられますが、村の調査はどうなつているか。昨年より回数をまして予防注しやすくなるのかどうか。

総務課長～ぶたは減つていますが、予防注しやの延日数はふえる傾向であります。全ジュウ医が当るので成るべく無理しない様日数をふやしていま

す。もう1つは保定期の賃金は1,20セントであつたから労務賃金も上がりましたので、単価を1,50セントにしています。そのため増となっています。

17番～コウブ地について、補助しなければ開拓出来ない所か。  
タタタチ

経済課長～10アール当たり6\$で1,000アール予定しています。今残っている所は離農者の土地、農道がないため開拓出来ない所、開拓しても引き合はないと云う所が主でありますが、補助しなければ出来ないと云う事ではないか。1日も早く開拓してそれをなくし様と云う為であります。

17番～現在村内にコウブ地はどれ位あるか、又予定されている解消地域はどの辺に主にあるか。

経済課長～場所として集団内にあるのは真志喜の安座間原兼久原一帯で点々として5号線一帯にあります。

12番～商工業の事業補助金が増加になつてゐるが、これについて。

経済課長～商工業などをやつてその項目の中に補助が30%となつていて、その補助額が30%が50%に、50%を70%に補助する様に上げたのと事業分量が多くなつた訳であります。

議長～暫休憩致します。(午後5時14分)  
議長～再開致します。(午後5時16分)

8番～商工業者のお察のものだけにこれを出すと云うのはどれだけの事業に出すか、又どういう効果があるか。

経済課長～商工会からの補助申請にもとづいてやつていて、内容は商工業に對しその費目ごとに準備費が50\$, 事務費が60\$, 会議費50\$, 組織費150\$, 宣伝費200\$, コンクール70\$, カーニバル250\$, 職域野球大会250\$, 米穀競り大会300\$, 全島角力大会260\$, 全島とうぎゅう大会200\$, 全島オートレース大会400\$, 以上が商工業りで内容になつていて、研修費200\$, 合計2,650\$であります。これを費目別に補助率をかけましたのが予算に計上した分であります。

議長～暫休憩致します。(午後5時20分)  
議長～再開致します。(午後6時25分)

議長～本日の会議はこれをもつて終ることに致します。尚明日は午前10時より再開することに致します。

議長～\*\*\*散会\*\*\* (午後6時26分)